各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会 事務局長 山本 健二 政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、平成27年10月以降、国民一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知されます。マイナンバー制度は、連合が求めてきた社会保障・税共通の番号制度を導入するものであり、給付付き税額控除の導入など所得再分配機能を高めるために必要不可欠な制度です。一方で、プライバシーの侵害や情報漏洩が懸念され、これに対しては、目的外利用等への罰則を設けたり、監視・監督のための第三者機関を設置するなどセキュリティ対策を行うとしていますが、情報漏洩被害等、実行性ある対策の検討が必要です。政策情報No.9では10月以降、通知されるマイナンバー制度の内容についてお知らせ致します。

フード連合/政策情報 No.9

平成27年10月以降、マイナンバー(個人番号)が通知されます!

平成27年10月以降、住民票を有する全ての方にマイナンバー(12桁の個人番号)が通知されます。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

<行政の効率化>

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が 進み、作業の重複などの無駄が 削減されます。

<国民の利便性の向上>

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

<公平・公正な社会の実現>

所得や他の行政サービスの受 給状況を把握しやすくなるため、 負担を不当に免れることや給付 を不正に受けることを防止する とともに、本当に困っている方に きめ細かな支援を行うことがで きます。

1. マイナンバー受取までの大事な4つのポイント!

(1) 住所確認

原則として住所の世帯ごとに、住民票の住所にお送りします。

(2) マイナンバーの通知

マイナンバーは10月から順次簡易書留で届きます。

同封されるもの:通知カード 個人番号カード申請書と返信用封筒 マイナンバーの説明書類等

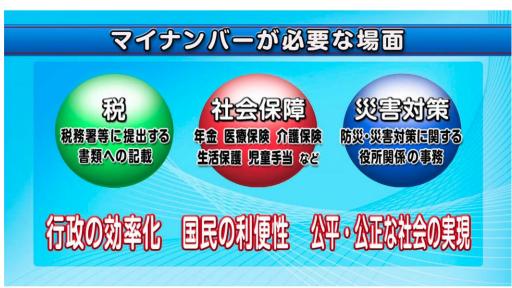
(3) 個人番号カード申請

個人番号カードの申請書、ご本人の顔写真を返信用封筒に入れて郵送します。

(4) 個人番号カード受取

平成28年1月からご本人が市町村の窓口で受け取れます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



2. マイナンバーは安心・安全!

【制度面の保護措置】

- (1) 法律に規定があるものを除き利用・収集は禁止
- (2) 本人確認 (マイナンバーの確認と身元の確認)
- (3) 第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視・監督
- (4) 罰則強化
- (5) 自分の情報の提供記録を自ら確認

【システム面の保護措置】

- (1) 個人情報は分散して管理
- (2) 個人情報にアクセスできる人の制限・管理
- (3) 通信の際は情報が暗号化されます

詳しくは内閣官房HPをご覧下さい。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/